

福井県条例第 号

福井県特別職の職員の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例(案)

福井県特別職の職員の給与および旅費に関する条例(昭和二十九年福井県条例第三号)の一部を次のように改正する。
 第二条第三項中「、公務雑費」を削り、同条第四項を削る。
 別表第一中

県内旅行		県内旅行	
鉄道賃	車賃	公務雑費 (一日につき)	宿泊料 (一夜につき)
旅客運賃、急行料金および座席指定料金	時間、距離、費用等の事情に照らし、合理的と認められる経路に基づき議長が認定した額(私有車を利用した場合は、路程一キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。)につき三七円として計算するものとする。	三、〇〇〇円	一三、六〇〇円
旅客運賃、急行料金および座席指定料金	時間、距離、費用等の事情に照らし、合理的と認められる経路に基づき議長が認定した額(私有車を利用した場合は、路程一キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。)		一五、二〇〇円
			宿泊料 (一夜につき)
			一三、六〇〇円

を

に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

提案理由

議会の議員の県内旅行における費用弁償について、公務雑費の支給を廃止することとしたため、この案を提出する。